

ほしあいゆきよ
「星合之代奨学基金」～子どもたちが自分の道を歩み 夢をかなえるために～

Q & A



社会福祉法人徳島県社会福祉協議会

■ 募集内容について	
Q 1	対象となるのは誰ですか。
A	徳島県内の児童養護施設に入所 または 里親家庭やファミリーホームで生活する要保護児童であり，経済的な支援を必要とし，かつ向学心旺盛であり，予定年限での修学が十分可能な者が対象です。
Q 2	児童養護施設等や里親世帯からの通学する場合でも応募はできますか。
A	対象となります。 ※申請書には状況を記入いただきます。
Q 3	奨学金は何回給付されますか。
A	卒業までの間，年2回 6カ月毎に奨学金を給付します。
Q 4	返還義務はありますか。
A	原則，返還の必要はありません。 ただし，星合之代奨学基金運営規程第 18 条に該当する場合は，本会が請求する額や方法で返還いただきます。
Q 5	他の奨学金を受けていた場合でも応募はできますか。
A	日本学生支援機構などの奨学金のほか，雨宮児童福祉財団や JX-ENEOS の助成など，一時的なものや少額のものとは他の併給可能とすることがあります。 ※申請書には全てを記入いただきます。
Q 6	本人名義の口座へ振り込みされるのですか。
A	奨学生名義の口座への振り込みは行いません。 奨学生の状況を確認した後に，児童養護施設，ファミリーホームまたは里親から，奨学金を支払っていただきます。
Q 7	定時制・通信制も対象になりますか。

A	対象になります。 ただし、学校教育法に定める大学・短期大学・専門学校であることが必要です。進学希望先に、十分確認ください。
Q 8	現在、大学1年生に在学している里親出身者は、奨学金の対象となりますか。
A	対象となりません。 この奨学金は、高校卒業後、今春に大学・短大・専門学校に入学する者を対象としています。
Q 9	今春、中学校を卒業し、高等専門学校へ進学する者は対象となりますか。
A	対象となりません。 この奨学金は、高校卒業後、今春に大学・短大・専門学校に入学する者を対象としています。 なお、当該生徒が高専3年となった際に改めてご相談ください。
Q 10	みなと高等学園を卒業し、進学する児童は助成対象となりますか。
A	みなと高等学園は学校教育法に定める特別支援学校です。 なお、特別支援学校の高等部修了者は、大学の入学資格があることから、学園卒業後、大学・短大・専門学校に入学する場合は、奨学金の対象となります。
Q 11	経済的援助が必要とは、具体的に何か。
A	対象とする児童への経済的援助が可能な家庭もあり、そうしたケースは除くという意味です。 特段の基準はありませんが、本人申込書に資金計画を記入して頂くとともに、施設長等から申請を頂くことで、そうしたケースは除かれるものと認識しております。
Q 12	募集定員は、5～10名程度以内となっているが、いわゆる足切りがあるのか。
A	運営委員会において、面接及び書類審査を行い、選考いたします。 いわゆる足切りは考えておりません。
Q 13	阿南高専3年生が4年生に進級する場合は、当奨学金の対象となりますか。
A	阿南高等専門学校の3年次修了者には大学の入学資格が認められることから、4年生への進級は進学に準ずると考えられるため対象とします。 奨学金額については、内部進学であり入学金が必要でないことから年額50万円以内とします。

Q 1 4	年度途中で措置停止（親元で一時的に生活をする）となり、翌年度4月より進学する場合、当奨学金の対象となりますか。
A	奨学金申請時において、児童養護施設で生活をしている者は、対象とします。
■ 応募するにあたって	
Q 1	募集の案内をもらったが、申し込むにはどうしたらいいですか。
A	募集要項をよくお読み、施設の職員や里親と十分に相談の上で申請してください。
Q 2	提出した書類は戻ってくるのですか。
A	提出書類は返却しません。必ずコピーを1部お手元に保管してください。
Q 3	ひとつの施設や里親世帯で応募人数に制限はありますか。
A	制限はありませんが、年度単位で募集人数に定めがあります。
Q 4	保護者が直接応募することはできますか。
A	できません。 希望する場合は、児童養護施設やファミリーホームまたは里親と十分ご相談ください。
Q 5	「成績を証明する書類」とはどんなものですか。
A	成績証明書・成績表・通知表などです。（コピー不可）
Q 6	申請に必要な成績表は、いつ時点のものを提出すればよいのか。
A	申請時点において、学校長が発行できるもので結構です。 （卒業は3/1のため、最終の成績表ではない可能性がある）
Q 7	作文はどのような内容のものを、何枚ぐらい書けばいいですか。
A	募集要項を確認ください。

■ 支援決定後について	
Q 1	奨学生になった場合、在学期間中に何か報告する義務がありますか。
A	毎年度終了後 1 カ月以内に、本会が求める学業成績表や修学状況報告書などを提出いただきます。 卒業時には、上記に加えて卒業証明書（コピー可）を提出いただきます。
Q 2	報告書の様式はどこにありますか。
A	奨学金決定時に、当基金の様式集をお渡しします。 わからない場合は、本会までお問い合わせください。
Q 3	報告書にはどのような事を書けばいいのですか。
A	修学状況や取得資格を中心に、クラブ活動やアルバイト等の対象期間中に活動したことを具体的に書いてください。
Q 4	進級した場合には何か書類が必要となるのか。
A	施設や里親を通じて成績証明書や修学状況報告書などを提出していただく予定としています。 なお、奨学生に採択された方々には、具体的に説明させていただく予定です。
Q 5	卒業した時、何か手続きが必要となるのか。
A	卒業後、1 カ月以内に、本会が求める学業成績表や修学状況報告書などと併せて、卒業証明書（コピー可）を提出いただきます。
Q 6	報告書に奨学金の使途内容の受領書などを付ける必要がありますか。
A	いいえ、必要ありません。 ただし、施設や里親から、奨学生のために活用されたことが確認できる受領書（金融機関の受領書（写し））などの提出を求めます。
Q 7	修学にあたって、居住地が変更となった場合、報告が必要ですか。
A	報告が必要です。 奨学生の氏名・住所・電話番号などの基本情報が変更となった場合、施設や里親から本会が定める様式で報告いただくことが必要ですので、十分ご相談ください。 報告義務を果たさない場合は、奨学金を給付できないこともありますので、ご注意ください。

Q 8	学校の休学や学校・学部・学科を変更する場合は、報告が必要ですか。
A	<p>報告が必要です。</p> <p>休学や学校の転入・編入などが生じた場合、施設や里親から本会が定める様式で報告いただくことが必要ですので、十分ご相談ください。</p> <p>報告義務を果たさない場合は、奨学金を給付できないこともあります。</p> <p>ご注意ください。</p>
Q 9	奨学金の支給方法と支給回数について伺いたい。
A	<p>奨学金は、施設や里親などの指定する口座へ、原則として年2回に分けて振込します。</p>
Q 10	施設長等から児童への支給方法については、「例えば、施設長等が半年分を一括支給するのではなく、毎月支給する」など施設長等が柔軟に対応してよいか。
A	<p>児童本人の事情により、柔軟に対応していただいて構わないと考えます。</p>
Q 11	例えば、大学を退学した場合は奨学金を返還しなければならないのか。
A	<p>返還いただきます。</p> <p>退学した翌月以降の既支給額を返還していただくことになります。</p>
Q 12	国内学校在籍中に、海外留学を考えています。海外留学期間中の奨学金は継続されますか。
A	<p>単位互換ができる場合は、継続が可能です。</p> <p>留学のために、休学する場合は、奨学金の給付を休止することができます。</p> <p>その事由が消滅し、施設長等を経て願い出た場合は、奨学金の給付を復活することがあります。</p>